

島根県特別職報酬等審議会

資料

令和7年 5 月 23 日

島根県

島根県特別職報酬等審議会（令和7年4月15日）における意見概要等

I 意見概要

- 物価高騰等により、各業界で給料を引き上げる流れとなっており、報酬の引き上げに賛成する。
- 人口減少問題など課題が山積している中、特別職の果たすべき役割は大きく、報酬の引き上げは必要である。
- 県財政は健全化されてきており、報酬の引き上げに賛成である。
- 一般職のうち最も職責の高い部長級の給与改定率（+0.7%）を元に報酬を改定する案に賛成である。
- 生活が苦しいと感じる県民も多くいるため、引き上げ幅は慎重に検討が必要である。
- 一般職の平均給与改定率（+2.65%）を改定の根拠とする方法には少し違和感がある。
- 他県と比較する必要はなく、島根県の報酬額が中国地方でトップでも良い。
- 知事は部長ではなく、県職員全体を統括する職であり、一般職の平均給与改定率（+2.65%）を根拠に引き上げるべきである。
- これまで一般職の平均給与改定率で改定してきていることから、今回も同様の方法で改定することが適当である。

2 質問事項

- 令和6年に報酬等の改定を行った他団体のうち、一般職の平均給与改定率または部長級等の給与改定率等を用いて改定を行った8団体において、知事と議員等で改定額が異なっているところがあるのはなぜか。

→ (回答)

いずれの団体においても、改定後の額は、知事と議員等のどちらも

「現行報酬等の額×一般職の平均給与改定率又は部長級等の給与改定率等」により算出されており、その結果として改定額に差が生じているところである。知事と議員等で異なる考え方で算出している団体はない。

- 令和6年に報酬等の改定を行った他団体のうち、その他の根拠を用いた2団体は具体的には何を根拠にしたのか。

→ (回答)

宮城県については、財政状況等が同等の団体との均衡を図ることとし、知事の給料月額が財政力指数Bグループである団体の知事の平均給料月額となるよう改定し、議員等については知事の改定率を用いて改定額を算出されたところである。

また、新潟県については、知事の給料月額の全国平均額や北陸の3県の水準を踏まえて知事の改定額を決定し、議員等については知事の改定率を用いて改定額を算出されたところである。

改 定 案

案1 4月15日にお示しした案

一般職部長級の給与改定率(+0.7%)を元に報酬等を改定……P4

案2 4月15日のご議論を受けた案

一般職の平均給与改定率(+2.65%)を元に報酬等を改定……P7

案Ⅰ 4月15日にお示した案

一般職部長級の給与改定率(+0.7%)を元に報酬等を改定

職名	知事	副知事	議長	副議長	議員
現行の報酬等額 A	1,280,000円 (1,152,000円)	1,000,000円 (920,000円)	970,000円	850,000円	790,000円
改定案の報酬等額 B	1,290,000円 (1,161,000円)	1,010,000円 (929,200円)	980,000円	860,000円	800,000円
改定額 C:B-A	10,000円 (9,000円)	10,000円 (9,200円)	10,000円	10,000円	10,000円
Bの額に係る 中国地方5県順位	2位[↑2] (5位[-])	4位[-] (5位[-])	4位[↑1]	5位[-]	5位[-]
Bの額に係る 全国順位	28位[↑3] (36位[↑1])	26位[↑2] (42位[↑1])	27位[↑4]	32位[↑6]	29位[↑2]

※ 改定案の報酬等額は、1万円単位となるよう四捨五入して端数調整

※ 知事及び副知事については、参考として特例減額後の額等（支給額ベース）を括弧書きで記載

・特例減額の率 知事：10%、副知事：8%（令和9年4月29日までの間）

Ⅰ 改定案の特徴

- ・ 令和6年の人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定が、人材確保を目的として、特に若年層に重点をおいて引き上げられた状況を踏まえ、一般職のうち最も職責の高い部長級の給与改定率を用いることが適当という考え方によるもの
- ・ 令和6年の人事委員会勧告以降に報酬等の改定を行った10都県において、一般職のうち職責の最も高い部長級の給与改定率等を用いた団体が5団体と最も多い状況も考慮
- ・ 改定額の10,000円は、一般職の平均給与改定率(+2.65%)の改定額(9,334円)と金額ベースでは同水準

【参考1】令和6年人事委員会勧告による一般職の給与改定の内容（島根県）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	主事	主任主事	係長	困難係長	課長補佐	課長	困難課長	次長	部長
平均改定率	10.5%	7.5%	3.5%	1.1%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%

【参考2】令和6年人事委員会勧告以降に報酬等の改定を行った都県の状況（令和7年4月1日時点）

■一般職の部長級等の給与改定率等を用いた団体（5団体）

（単位：千円）

都県名	区分	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
岩 手	改定前	1,230	950	H28.4.1	890	800	770	H18.4.1
	改定後	1,250	970	R6.10.1	910	820	790	R6.10.1
	改定額	20	20		20	20	20	
東 京	改定前	1,460	1,192	R6.4.1	1,274	1,150	1,025	R6.4.1
	改定後	1,476	1,205	R7.4.1	1,288	1,162	1,036	R7.4.1
	改定額	16	13		14	12	11	
愛 知	改定前	1,379	1,093	R2.4.1	1,209	1,064	977	H19.1.1
	改定後	1,411	1,118	R7.1.1	1,237	1,088	999	R7.1.1
	改定額	32	25		28	24	22	
三 重	改定前	1,280	1,010	H19.4.1	1,020	900	830	H8.1.1
	改定後	1,300	1,025	R7.4.1	1,036	914	843	R7.4.1
	改定額	20	15		16	14	13	
香 川	改定前	1,285	980	H16.4.1	940	850	800	H16.4.1
	改定後	1,310	1,000	R7.4.1	960	860	810	R7.4.1
	改定額	25	20		20	10	10	

■一般職の平均給与改定率を用いた団体（3団体）

（単位：千円）

県名	区分	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
静 岡	改定前	1,301	1,063	H28.4.1	1,023	904	834	H28.4.1
	改定後	1,349	1,102	R7.4.1	1,061	937	865	R7.4.1
	改定額	48	39		38	33	31	
滋 賀	改定前	1,250	980	H27.8.1	980	850	800	H27.8.1
	改定後	1,320	1,030	R7.4.1	1,030	900	840	R7.4.1
	改定額	70	50		50	50	40	
鳥 取	改定前	1,165	917	R5.4.1(遡及)	970	846	789	R6.4.1
	改定後	1,200	945	R6.4.1(遡及)	999	871	813	R6.4.1(遡及)
	改定額	35	28		29	25	24	

■その他の根拠を用いた団体（2団体）

（単位：千円）

県名	区分	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
宮 城	改定前	1,310	1,020	H18.4.1	1,020	910	840	H18.4.1
	改定後	1,340	1,040	R7.4.1	1,040	930	860	R7.4.1
	改定額	30	20		20	20	20	
新 潟	改定前	1,280	1,002	R6.4.1	992	868	794	R6.4.1
	改定後	1,300	1,018	R7.4.1	1,008	882	807	R7.4.1
	改定額	20	16		16	14	13	

2 改定案による年収への影響

職名	知事	副知事	議長	副議長	議員
現行の年収額 A	21,670,400円 (19,503,360円)	16,930,000円 (15,575,600円)	16,422,100円	14,390,500円	13,374,700円
改定案の年収額 B	21,839,700円 (19,655,730円)	17,099,300円 (15,731,356円)	16,591,400円	14,559,800円	13,544,000円
年収の増額 C:B-A	169,300円 (152,370円)	169,300円 (155,756円)	169,300円	169,300円	169,300円

※ 年収＝報酬等の月額（12月分）＋期末手当（年間3.4月）

※ 知事及び副知事については、参考として特例減額後の額（支給額ベース）を括弧書きで記載

・特例減額の率 知事：10%、副知事：8%（令和9年4月29日までの間）

案2 4月15日のご議論を受けた案

一般職の平均給与改定率(+2.65%)を元に報酬等を改定

職名	知事	副知事	議長	副議長	議員
現行の報酬等額 A	1,280,000円 (1,152,000円)	1,000,000円 (920,000円)	970,000円	850,000円	790,000円
改定案の報酬等額 B	1,310,000円 (1,179,000円)	1,030,000円 (947,600円)	1,000,000円	870,000円	810,000円
改定額 C:B-A	30,000円 (27,000円)	30,000円 (27,600円)	30,000円	20,000円	20,000円
Bの額に係る 中国地方5県順位	2位[↑2] (5位[-])	2位[↑2] (4位[↑1])	2位[↑3]	5位[-]	5位[-]
Bの額に係る 全国順位	18位[↑13] (36位[↑1])	16位[↑12] (39位[↑4])	20位[↑11]	27位[↑11]	26位[↑5]

※ 改定案の報酬等額は、1万円単位となるよう四捨五入して端数調整

※ 知事及び副知事については、参考として特例減額後の額等（支給額ベース）を括弧書きで記載

・特例減額の率 知事：10%、副知事：8%（令和9年4月29日までの間）

1 改定案の特徴

- ・ 特別職の職責は一般職全体に及ぶため、一般職の特定の職務の給与改定率を採用するのではなく、一般職の平均給与改定率を採用することが適当という考え方によるもの
- ・ これまでの特別職の報酬改定と同様の方法

2 改定案による年収への影響

職名	知事	副知事	議長	副議長	議員
現行の年収額 A	21,670,400円 (19,503,360円)	16,930,000円 (15,575,600円)	16,422,100円	14,390,500円	13,374,700円
改定案の年収額 B	22,178,300円 (19,960,470円)	17,437,900円 (16,042,868円)	16,930,000円	14,729,100円	13,713,300円
年収の増額 C:B-A	507,900円 (457,110円)	507,900円 (467,268円)	507,900円	338,600円	338,600円

※ 年収＝報酬等の月額（12月分）＋期末手当（年間3.4月）

※ 知事及び副知事については、参考として特例減額後の額（支給額ベース）を括弧書きで記載

・特例減額の率 知事：10%、副知事：8%（令和9年4月29日までの間）